

豊橋市私立学校運営費補助金交付要綱

(通則)

第1条 豊橋市私立学校運営費補助金（以下「補助金」という。）は、私立学校の運営の円滑化と施設、設備のより一層の充実を図るため、市内の私立学校の設置者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内においてこれらの経費の一部を交付するものとし、その交付に関しては、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象及び補助額)

第2条 前条に規定する私立学校運営費のうち、補助金交付の対象として市長の認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 交付の対象となる学校の種別ごとの補助対象経費及び補助額は別表のとおりとする。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

学校の種別	補 助 対 象 経 費	補 助 額
高 等 学 校 外国人学校	設備 (1) 教材教具購入費 (2) 管理的器具購入費 (3) 教材用消耗品費 (4) 行事用消耗品費 施設 (1) 校舎、屋内運動場等主たる教育施設の維持補修工事費 (2) 主たる教育施設以外の小規模構造物工事費	施設割 (1)児童生徒数 100人未満 1校 500,000円 (2)児童生徒数 100人以上 1校 1,000,000円 人員割 1人 1,000円×5月1日児童生徒数